

第12章 税制

フィリピンの税を徴税組織で大別すると、国税、関税、地方税に分かれる。国税は内国税法に基づいて内国歳入庁（BIR）が管轄している。関税は関税法に基づき関税庁が管轄する。地方税は地方自治体法の規定の中で各地方自治体が定めた税務条例に基づき、所轄の地方自治体（主として市又は州）が管轄している。

関連法令は全て英語で発行され、その細則や解釈とともに一般紙や官報、及びインターネットで公告される。また、それぞれ不服審判所が設けられ、判例等も踏まえた裁定がなされており、納税者に有利な裁定がされることも多い。更に不服があれば、裁判所に訴え出ることできる。

BIR が管轄する税には、所得税（法人及び個人）、付加価値税（VAT）、印紙税、物品税等がある。以下、フィリピンでの経営において誰もが直接関係する税を中心に、2023年9月時点で施行されている内容でその全体像を解説する。

図表 12-1 フィリピン税制の概要

| 国税 | 地方税 |
|---|---------------------------|
| 所得税（法人所得税、個人所得税） 付加価値税 関税 相続・贈与税 パーセンテージ税 物品税 印紙税 キャピタルゲイン税 など | 固定資産税 不動産取引税 事業税 など |

1. 法人所得税

フィリピンの法人所得税の基本は、日本の法人税同様、課税所得に対する税である。課税所得とは「総所得の内、本法に定める特定の項目から、本法その他の特別法により当該所得に対して認められた損金、基礎控除額及び追加控除額を控除したもの」（内国税法第31条）と定められている。実務的には、会計上の税引前利益に、税務上の加減算をしたものになる。

まず、最低法人所得税（Minimum Corporate Income Tax: MCIT）は、課税所得が恒常的に少額又はマイナスの法人につき、その総所得を基に課される法人所得税で、赤字法人でも税金を払うケースも発生する。創立当初からでは余りに厳しいため、設立4年目からとなっている。

また、経済が好調なフィリピンでは、遊休不動産を売却すると大きな利益が上がることもある。こうした資本的資産の売買・交換から生じた損益について、通常資産の売買損益とは別に税を課す、キャピタルゲイン税という形態もある。

更に、法人の利益を配当すると源泉税がかかる。従前では、不当留保金課税があったが、2021年の CREATE 法施行によって廃止されている。なお、CREATE 法発効前の 2020 年度までを対象とする税務調査では、不当留保金に関する指摘がなされ課税されるリスクがある点には留意が必要である。

(1) 納税義務者と課税対象

納税義務者は、内国法人と外国法人に分類される。その上で、外国法人は居住外国法人と非居住外国法人に分類され、それぞれの分類ごとに課税の範囲が定められている。

内国法人は、フィリピンの法律により設立・登録された法人で、一般的に、フィリピンに設立した子会社は内国法人に該当する。

一方、外国法人とは、フィリピンの法律に基づいて設立された法人以外の法人である。外国法人のうちフィリピン国内で事業を営む法人は居住外国法人とされ、一般的にはフィリピンで営業を行う支店などが該当する。外国法人のうちフィリピン国内に支店等の恒久的施設を有さない法人は非居住外国法人とされる。

図表 12-2 納税義務者の分類

| 納税義務者の分類 | 定義 |
|----------|---|
| 内国法人 | フィリピンの法律により設立された法人 |
| 居住外国法人 | 内国法人以外の法人でフィリピン国内において事業を営む法人 |
| 非居住外国法人 | 内国法人以外の法人でフィリピン国内において事業を営まない(恒久的施設を有さない) 法人 |

内国法人、居住外国法人、非居住外国法人の分類ごとに以下のように課税対象が定められている。ただし、内国法人の株式売却益については、売却地を問わずフィリピンの国内源泉所得とされる。

図表 12-3 課税対象

| 納税義務者の分類 | 課税対象 |
|----------|--------------------------------------|
| 内国法人 | 全課税所得 |
| 居住外国法人 | フィリピン国内源泉所得 |
| 非居住外国法人 | フィリピン国内源泉所得(貸付金の利子、配当、ロイヤルティ、株式売却益等) |

(2) 課税所得の分類

法人所得税における課税所得は、通常の所得、源泉分離課税所得、申告分離課税所得に大別される。このうち通常の所得は、総所得から事業経費を控除した正味の課税所得のことを指す。源泉分離課税所得や申告分離課税所得は、通常の課税計算から除外される。なお、内国法人が他の内国法人から受領する配当は非課税とされるため、所得計算から除外される。

源泉分離課税所得は、銀行利息、ロイヤルティが該当し、内国法人はそれぞれ 20%の源泉分離課税となる。源泉分離課税所得は、源泉徴収により課税関係が完了するため通常の課税所得の計算からは除外される。申告分離課税所得には、上場株式の売却益、非上場株式の売却益、非事業用不動産の売却益が含まれる。このうち上場株式の売却益(又は時価)は、0.6%の課税により課税関係が終了する。

非上場株式の売却益については、非居住外国法人の場合は 15%の課税となっており、同様に、内国法人は 2018 年 1 月 1 日以降、15%の課税となっている。非事業用不動産の売却益については、売却価額又は公正価値のいずれか大きい額の 6%で課税され課税関係が終了する。

図表 12-4 課税所得の分類

| 課税所得の分類 | 内容 |
|----------|-------------------|
| 通常の所得 | 総所得－事業経費 |
| 源泉分離課税所得 | 銀行利息、ロイヤルティ等 |
| 申告分離課税所得 | 株売却益、非事業用不動産の売却益等 |

(3) 税額の算定(通常の所得)

通常の課税所得は総所得から事業経費を差し引いた正味課税所得として計算され、正味課税所得(通常の課税所得)に対して、国内企業の中小企業(課税所得 5 百万ペソ以下かつ総資産 1 億ペソ以下の企業)は 20%、国内企業の大企業及び外国法人は 25%の税率で課税される。なお、税務上の欠損金は 3 年間の繰越しが認められている。すなわち、欠損金発生後 3 年間の課税所得と相殺し、当該事業年度の法人所得税額を減額することができる。なお、新型コロナウイルスに関する税制対応として、2020 年度及び 2021 年度に発生した欠損金は 5 年間の繰越しが認められている。

一方、欠損金の繰戻しは認められていない。すなわち、発生した欠損金を過去の課税所得と相殺し、税金の還付を受けることはできない。投資優遇を受けている PEZA 企業や、BOI 企業で法人所得税免除期間中の企業は、本制度の対象外となる。

(4) 最低法人所得税

フィリピンでは税収を安定的に確保する手段として、正味課税所得の有無に関わらず最低法人所得税(MCIT)の納付制度が導入されている。具体的には、正味課税所得×25%又は 20%で計算される通常の法人所得税額が売上総利益×2%で計算される MCIT を下回る場合、最低法人所得税額を納付する必要がある。なお、2021 年 4 月の CREATE 法発効に伴い、新型コロナウイルスに関する税制対応として、2020 年 7 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日までの間は一時的に MCIT 率が 2%から 1%に引き下げられた。

通常の所得税額を上回る MCIT については、3 年間の繰越しができる。MCIT は四半期ごとに納付が必要だが、MCIT が発生した四半期を含む事業年度の終了後、3 年間繰越しすることが可能となっている。繰越された MCIT は翌期以降に発生する法人所得税との相殺は可能だが、MCIT そのものとの相殺は認められていない点に留意が必要である。なお、PEZA 企業は、本制度の対象外となる。

(5) 申告及び納付手続

フィリピンの法人所得税は、日本と同様、自己申告納税方式が採用されている。

▶ 通常の所得

第 1 四半期から第 3 四半期までは、各四半期末の 60 日以内に四半期申告書を提出する。四半期申告書により申告・予定納付を行い、年度末に確定申告を行い、年間の税額が確定する。四半期申告書では、課税年度の開始日から各四半期までの累積税額を計算し、当該税額から前四半期までに支払った税額を控除した税額を納付する。確定申告は、4 月 15 日又は会計年度終了後 4 か月目の 15 日以前のいずれか適当な日に申告・納付する。予定納付額と確定税額の差額の精算を行う際に、既予定納付額が確定税額を上回る場合、還付請求又は税額控除証明書（Tax Credit Certificate: TCC）発行の申請を行うか、次年度以降の予定納付額と相殺するかを選択することができる。次年度以降の予定納付額との相殺を選択した場合には、還付請求又は TCC の申請は再度選択できない。なお、その場合には、使用期限はなく企業が存続する限り繰越し可能となっている。

▶ 源泉分離課税所得

源泉徴収により課税関係が終了するため、別途申告を行う必要はない。

(6) キャピタルゲイン税

フィリピンの所得税法上、キャピタルアセットに該当する試算の処分損益は、通常の所得とは分離して取り扱われる。キャピタルアセットの売却益には別途課税が行われ、キャピタルロスとは通常の所得と相殺することができない。キャピタルアセットとは、販売目的の棚卸資産、減価償却が行われる固定資産、及び事業用不動産を除く、全ての資産とされている。したがって、通常、投資用不動産や株式などがキャピタルアセットに該当し、これらの処分損益が通常の所得から分離されることとなる。以下キャピタルゲインに関する課税関係を示す。キャピタルゲイン税の申告・納付期限は取引日より 30 日以内で、確定申告書を提出して納税する。

▶ キャピタルアセットに該当する不動産

売却価額又は公正価値のいずれか大きい金額に対して 6%の税率で課税される。

▶ 非上場株式

確定申告書によりキャピタルゲインからキャピタルロスを差し引いた純額に対して 15%の課税がなされる。なお、キャピタルゲインの額を上限としてキャピタルロスを相殺することが可能だが、超過するキャピタルロスを翌期以降に繰延べることは認められない。

▶ 上場株式

売却価額×0.6%で課税（源泉徴収）される。

(7) 不当留保金課税

従来は、配当等を行わず所得を払込資本の 100%を超えて留保している企業に対して、当該留保を株主に関する所得税回避のための不適切な留保金とみなし、不当留保額に対して 10%の課税が行われていた。この不当留保金課税は、2021 年の CREATE 法によって廃止となっているが、同様の規定は会社法にも存在するため、会社法上の規定に違反した場合には、資本金額を超える未処分利益×0.1%のペナルティが課されることとなる。ただし、実務上は会社法違反による罰則金 10,000 ペソの支払に留まることも多い。また、CREATE 法発効以前の年度を対象とする税務調査では不当留保金についての指摘がなされる可能性がある点も留意が必要である。

2. 付加価値税

付加価値税（Value Added Tax: VAT）は、フィリピン国内で生み出された付加価値を課税対象とする税金で、最終的な負担を物品やサービスの国内での最終消費者へ求める間接税である。課税は取引の過程で随時行われ、納税義務者は物品の販売やサービスの提供を行う事業者となる。

各事業者は、自社の商品やサービスを提供するに際して、その売価に対して VAT を付加して顧客に請求する。回収された VAT（売上 VAT）は、同社がその商品の調達や調達・製造に要した材料、その他の諸経費の支払いに際して支払った VAT（仕入 VAT）が控除された上で、差額が納付される仕組みとなっている。このような計算を行うことで、売上からそのために発生した原価や経費を控除した後の利益、すなわち付加価値に対して VAT の税率を乗じたのと同じ税額が製品や商品の製造・流通の過程で納付されていくことになる。

(1) 納付義務者

年間売上高が 3,000,000 ペソを超える業者及び物品の輸入を行う業者は VAT を納税する義務を有する。

(2) 課税対象取引

フィリピン国内における物品の販売や不動産のリース等のサービス提供、物品の輸入に対して課税される。ただし、未加工状態で輸入される農産物・海産物、後述のパーセンテージ税の適用対象となるもの等については、非課税取引となる。

(3) 税率

VAT の税率は一律 12% である。ただし、国外で消費される輸出取引に係る売上 VAT は 0% 税率とされている。一般的に、物品が輸出された国では輸入通関時点でのその国の付加価値税が課されることになるため、物品の原産地国でも VAT を課税すると二重課税となる。そのため、輸出品には課税を行わず（0% 税率）、対応する仕入 VAT についても他の売上 VAT と控除することにより負担しないかたちになっている。この点、非課税売上については、フィリピン側が最終消費者という位置付けになるため、これに対応する仕入 VAT を他の売上 VAT から控除できない。

なお、VAT については、前政権時から実施されてきた一連の包括的税制改革（2018 年 1 月施行の税制改革（Tax Reform for Acceleration and Inclusion Law: TRAIN）法及び CREATE 法）による改正や、内国歳入庁（BIR）による VAT 関連の歳入規則の公表が重なり、特に PEZA 等の投資促進機関に登録している企業に対するインセンティブの取扱が不透明となっている。

例えば、2021 年 6 月に公表された歳入規則 RR No.9-2021 では、従来は VAT ゼロレートの対象となっていた輸出型企業への物品やサービスの販売に対して 12% の VAT を課せる旨の規定がなされたが、多くの企業や関係者による撤回・利用停止の要求があり、同年 7 月の改正歳入規則 RR No.15-2021 により RR No.9-2021 の規定は当面の適用延期が発表された。また、2022 年 3 月には BIR から VAT に関する Q&A（RMC No.24-2022）が公表された。

この Q&A では、CREATE 法施行前にエコゾーンやフリーポートゾーンに適用されていた「クロスボーダー原則 (Cross Border Doctrine)」による VAT ゼロレートの適用が無効となり、登録輸出型企業による登録事業に対して「直接的かつ限定的」に使用される物品やサービスの国内調達のみが VAT ゼロレートの対象であることなどが示されている。

この VAT インセンティブの取扱の変更は、既にフィリピンで事業を展開している日系企業にも影響を及ぼしている。これまではゼロレートが適用されていた全ての購入品に対して 12% の課税がなされればコスト増大となりビジネス存続に大きな影響があるとして、PEZA や貿易産業省 (DTI)、大使館などと協議している現地日系企業もいる。なお、前述の Q&A (RMC No.24-2022) において、登録プロジェクトでの「直接的かつ限定的」な使用についてより明確化する規定が公表されているため、実際の影響は間接的と判断された取引に限定されつつある。他方、VAT 還付が実質的には機能していない状況が改善されなければ、事業存続への大きな影響が引き続き残るものと見られる。

(4) 申告と納税手続

VAT の申告と納税は、2023 年 1 月 1 日以降、四半期ごとに申告及び納付が行われ、四半期末の翌月 25 日以内に BIR フォーム 2550Q の提出と VAT の支払を行うこととなっている。他方、2023 年 5 月に発出された Revenue Memorandum Circular No.52-2023 により、従来通り BIR フォーム 2550M を用いた月次での VAT の申告と納税も引き続き可能となっている。

(5) 還付手続

輸出売上等のゼロレート取引から生じる仕入 VAT 及び会社清算時に生じる超過仕入 VAT を対象として、現金還付の請求を行うことができる。請求期限は、ゼロレート取引が生じた四半期の四半期末から起算して 2 年間である。また、2014 年 6 月に出された Revenue Memorandum Circular No.54-2014 及び 2018 年 1 月の税法改正により、内国歳入庁による還付判断の期間がすべての書類が内国歳入庁に提出されたときから 90 日以内と明記されるようになった。これを踏まえた VAT の還付プロセスは以下のとおりである。このルールを逸脱した還付請求では還付の権利を失うこととなる点に留意が必要である。

- ① 納税者が還付請求に必要な書類を内国歳入庁に提出
- ② 内国歳入庁は書類が提出されてから 90 日以内に還付の可否を決定 (90 日以内に還付可否の通知を行わない場合には同庁担当官は処罰されることとなっている)
- ③ 内国歳入庁から還付を行わない旨の通知を受領し内容に不服がある場合には、30 日以内に租税裁判所へ申し立てが可能

なお、2023 年 6 月に VAT の還付手続を簡素化する 2 つの規定 (RMC No.71-2023 及び RMO No.23-2023) が BIR より発表され、同規定は 2023 年 7 月から適用となっている。大きな変更点として、従前は 30 点あった必要書類は最大 22 点まで数が減らされ、年次所得税申告書や納税申請者の売上・仕入書類のファイルを USB メモリー又は CD にコピーしての提出などは不要となった。

また、間接輸出業者やその他直接輸出以外の VAT ゼロレートに該当する活動に従事する事業者は、その事業者が大口納税者の場合には大口納税者サービス局（Large Taxpayers Service: LTS）の大口納税者 VAT 監査ユニットに申請を行い、そうでない場合には登録地の税務局の VAT 監査課に申請することなども規定されている。

3. 個人所得税

フィリピンの居住者か非居住者かに関わらず、フィリピン国内での雇用や事業によってフィリピン国内源泉所得を得ている個人は、租税条約の規定によって免除されている場合を除き、個人所得税の課税対象となる。

(1) 外国籍の者の居住性の判定

外国籍の者の居住性の判定は、基本的にフィリピンに住所を有するか否かで判断される。フィリピンに住所を有する場合、滞在期間の長短に関わらず居住者と判断される。また、一般的には、2年以上フィリピンに滞在する予定の者は、居住者と判断される。

(2) 納税義務者と課税対象所得

フィリピンでは、国籍や居住性によって課税対象所得及び税率が定まる。外国籍の非居住者については、滞在期間が 180 日を超えるか否かで取扱が異なる点に留意が必要である。

図表 12-5 納税義務者区分と課税所得

| 納税義務者 | 個人所得税 |
|------------------------|-------------------------------------|
| フィリピン国籍の居住者 | 全世界所得 × 累進税率 |
| フィリピン国籍の非居住者 | フィリピン国内源泉所得 × 累進税率 |
| 外国籍の居住者 | フィリピン国内源泉所得 × 累進税率 |
| 外国籍の非居住者(滞在期間 181 日以上) | フィリピン国内源泉所得 × 累進税率 (注) |
| 外国籍の非居住者(滞在期間 180 日以下) | フィリピン国内源泉所得(総所得) × 25%(フラットレート) (注) |

(注) 日比租税条約においては、短期滞在者免税規定が存在し、以下の 3 条件を全て満たした場合に、フィリピンでの課税が免除される。1. 暦年の累計滞在日数が合計 183 日を超えないこと 2. 日本法人（日本の居住者である雇用者等）が支払うこと 3. フィリピン法人（支払者の有するフィリピン国内に有する恒久的施設等）が負担しないこと

(3) 個人所得税率

フィリピン国籍の居住者、フィリピン国籍の非居住者、外国籍の居住者、外国籍の非居住者のうち滞在期間が 181 日以上の方に対しては、以下に示す累進税率が適用される。2018 年 1 月 1 日から施行された新税法により、高所得者に対しては、以前の最高税率の 32% より高い 35% の最高税率が適用されている。一方で、250,000 ペソ以下の所得者は個人所得税が免税されることとなり、中低所得者を中心に大幅な減税となっている。所得別の税率は次のとおり。

図表 12-6 改正個人所得税率（居住者等）2023 年 1 月 1 日以降

| 課税所得の範囲（単位：ペソ） | 税率 |
|--------------------------|--|
| 0～250,000 以下 | 無税 |
| 250,000 超～400,000 以下 | 250,000 ペソを超える部分について 15% |
| 400,000 超～800,000 以下 | 400,000 ペソを超える部分について 20%+ 22,500 ペソ |
| 800,000 超～2,000,000 以下 | 800,000 ペソを超える部分について 25%+ 102,500 ペソ |
| 2,000,000 超～8,000,000 以下 | 2,000,000 ペソを超える部分について 30%+ 402,500 ペソ |
| 8,000,000 超～ | 8,000,000 ペソを超える部分について 35%+ 2,202,500 ペソ |

この点、外国籍の非居住者で滞在期間が 180 日以下の者に対しては、総所得に対して 25%の税率が適用される。また、その他、ROHQ など特定の法人の外国人従業員に対しては 15%の税率が適用されていたが、税制改正によってこれが廃止され、前述の通常の累進税率による課税が行われるため注意が必要である。

(4) 申告と納税手続

フィリピンでは自己申告納税制度が採用されている。

▶ 通常の所得

給与所得に関しては、毎月末日から原則 10 日以内に源泉徴収額を計算し、源泉徴収申告書（BIR Form 1601C）を作成後、納税額とともに提出する。ただし、12 月分は 1 月 15 日という期限が定められている。一方、電子申告・納税システム（Electronic Filing and Payment System: eFPS）の場合は、歳入規則 No.26-2002 に従い、業種によってグループ分けされた期日（翌月 11 日から 15 日）までに支払う必要がある。

また、給与所得など源泉分離課税所得等以外の所得については、課税年度の翌年の 4 月 15 日までに確定申告書（BIR Form 1700）を作成し、提出とともに納税を行う。その際に、給与支給時の源泉徴収額との差額を精算する。フィリピン法人支給額以外に、格差補填等の観点で出向元から支給を受けている場合には、当該支給分を合算して所得税を算定し、源泉額との差額を追加納付することとなる。

雇用者は、翌年の 2 月 28 日までに被雇用者に対して源泉税徴収証明書（BIR Form No. 2316）を発行しなければならない。また、雇用者は、1 月 31 日までに国内歳入局に対して被雇用者一覧、源泉税徴収証明書とともに年次申告書（BIR Form 1604CF）を提出しなければならないとされていたが、RR No. 11-2013 により当該規定が改定され、源泉税徴収証明書の提出に関しては 2 月 28 日まで可能となっている。また、Large tax payer の場合は、BIR Form 2307 及び BIR Form 2016 の原紙提出に替えて、PDF でのスキャンコピー及び DVD-R での保存提出が義務化されている。

▶ 源泉分離課税所得

源泉分離課税所得には預金利息などが含まれる。給与所得等の通常の源泉徴収対象所得と異なり、源泉分離課税所得は源泉徴収の時点で、課税額が確定し課税関係が完了する。そのため、事業者が別途確定申告を行う必要はない。

なお、預金利息に対する源泉徴収税率は 15%となっている。

▶ キャピタルゲイン税

基本的な仕組みは法人所得税と同様である。前述のとおり、キャピタルゲインは通常の所得と分離され課税される。ただし、個人に対しては以下のような特例がある。

- キャピタルロスの繰越し

正味キャピタルロスのうち、正味課税所得を上限として翌年度への繰延べが認められ、翌年度に発生した保有期間が 12 か月未満のキャピタルアセットの売却から生じたキャピタルロスとして取扱われる。

4. その他の税制

(1) 印紙税 (Documentary Stamp Tax: DST)

株式の発行及び譲渡、手形、小切手、リース契約書、借入契約書、不動産売買契約書、保険証券、権利義務の移転や履行を証する書類等に対して、印紙税の支払が義務づけられている。主なものとして以下がある。

図表 12-7 主な印紙税

| 対象文書 | 税率 |
|---------|--|
| 株式発行 | 株式の額面価格 200 ペソに対して 2.00 ペソ。額面価格がない場合には、発行時の対価の額に基づく。 |
| 株式譲渡契約書 | 株式の額面価格 200 ペソに対して 1.50 ペソ。額面価格がない場合は、当該株式の発行時の印紙税の 50%。 |
| 配当証明書 | 額面 200 ペソに対して 1.00 ペソ。 |
| 債務証券 | 発行額 200 ペソに対して 1.50 ペソ。債権証券の期間が 1 年以内の場合には日割りとする。 |

(出所) ジェトロ HP より作成

なお、印紙税は、メモのような書面形式や実施した取引に対して実際に契約書を交わしていない場合であっても課税される場合があるため注意が必要である。また、関係会社の前払金、前渡金といった advance 勘定にも課税される可能性があるため注意が必要である。印紙税は、翌月の 5 日までに申告・納税する。

(2) 地方事業税

地方税は事務所を置く地方自治体で徴収される税である。Province (州)、City (市) 又は Municipality (町)、並びに Barangay (バラングイ) の各地方自治体で地方税が課される。地方税のうち、フィリピンでの事業活動上において一般的に最も重視すべきなのが地方事業税である。製造業、卸売販売業、流通業、ディーラー、建設業等は、その事業を行った地域によって、前年度総収入に対して最大 2% の課税がなされる。生活必需品の税率は半分以下となる。例えば小売業の場合、売上が 40 万ペソ以下の場合には 2%、40 万ペソを超える額には 1% の課税がなされる。銀行やその他金融機関に対しても、事業を行う地域により、総収入の 0.5% を超えない範囲で地方事業税が課される。地方事業税の申告及び納付期限は、対象事業年度の翌年 1 月 20 日となっている。

なお、5%総所得課税（GIE）や特別税率（SCIT）を享受している登録企業の場合は、原則として全ての国・地方税の代わりに総所得の 5%を納税すれば足りるとされているため、別途地方事業税を納付する必要はない。

(3) 固定資産税（Real Property Tax: RPT）

土地、建物、機械・設備といった固定資産の所有者は、その所在地の州や市の地方政府に対し、固定資産税を納めなければならない。土地や建物だけでなく、機械・設備も対象となる。税額は地方政府により不動産評価額に税率を乗じて計算される。税率は地方政府ごとに異なるが、上限税率は地方税法に定められており、州政府は 1%、各市やマニラ首都圏内のパテロス町は 2%の課税ができる。さらに、それぞれに特別教育基金として 1%加算して徴収することが可能とされている。納税義務は、1月1日時点で固定資産を有するか否かにより決定する。一括支払いが原則だが、年 4 回に分けての分割払いも可能である。なお、所得税免税期間中のエコゾーン登録の輸出型企業については固定資産税の免除が定められているが、別途免税申請が必要とされている。

(4) 物品税

物品税は、特定品の取引に対して課税される税金である。主な税率は以下のとおりである。ただし、ハイブリッドカーには自動車に対する物品税の 50%のみが課され、電気自動車については物品税が免除される。

図表 12-8 物品税（石油製品）

| 品目 | 税率 (ペソ/リットル) |
|------|-----------------|
| 軽油 | 6.00 |
| ガソリン | 10.00 |

図表 12-9 物品税（車）

| 製造業者又は輸入業者の販売価格(ペソ) | 税率 |
|----------------------|-----|
| ～600,000 | 4% |
| 600,000～ 1,000,000 | 10% |
| 1,000,000 ～4,000,000 | 20% |
| 4,000,000～ | 50% |

5. 二重課税の回避

日本の親会社など、税務上「非居住外国法人」と分類される会社も、フィリピン国内で所得を計上する限り課税対象となる。例えば、フィリピン子会社への貸付金から金利を得た場合、金利収入に対しては一般的に 20%の源泉徴収税が課される。

一方、日本では金利収入は法人税の課税対象となるため、何もしないでおくと、フィリピンと日本の双方で課税されてしまう。こうした二重課税を避けるため、フィリピン政府は各国と租税条約を交わしており、日本とも 1980 年より条約を締結している。

なお、2021 年 3 月より、従来、租税条約の適用申請について、サービス対価の支払については、租税条約救済手続（Tax Treaty Relief Application: TTRA）又は RFC（Request for Confirmation）又は TTRA のいずれかの方式で申請することとなっている。TTRA は通常税率で源泉徴収したうえで BIR に還付申請を行う方法で、TTRA 申請によって軽減税率の適用が認められれば課題納付分について還付申請を行うことができる。TTRA については特に申請期限の記載はない。なお、実務的には TTRA による還付申請では申請額全額がすぐには還付されない可能性がある点に留意が必要である。また、RFC による適用申請をする場合は租税条約に基づく軽減税率で源泉することとなるが、仮に RFC が否認された場合にはペナルティを含めた納税不足分を納付することとなる。また、RFC 申請には各課税年度終了後 4 カ月目の最終日という提出期限がある。TTRA と RFC いずれの申請であっても、リクエストレターや居住証明書、所得支払いを証明する銀行書類等、多数の書類を準備して申請する必要がある。また、日本で作成した資料にはアポステューユ認証を取得する必要があるなど準備には相当の時間を要するため、早めに TTRA 又は RFC のどちらの方法で申請するかを決定し、準備する必要がある。

ひとくちメモ 4：VAT の還付をめぐる日系企業の動き

2023 年 9 月に実施した現地日系企業へのインタビューでは、VAT の還付手続に問題があるとの声が多く、ルールが不透明であり、実際には請求を行っても明文化されていないルールを基に否認され、還付されないことがあるとの情報があった。これについては、日本大使館や日本商工会も問題への対処を試みている。

税務訴訟を行う場合は、判決まで 2~3 年の月日がかかる。ある日系企業では、VAT と法人税の還付が否認されたために税務訴訟を行ったところ、最高裁まで争うこととなり、勝訴までに 18 年を要したという。このように訴訟対応に多くの時間を要するため、従前は訴訟を躊躇する日系企業が多かったものの、最近では当局の不透明な対応等を理由に、訴訟で戦う方針に切り替える企業も増えている。